

日向市図書館複合施設整備基本構想策定支援業務
公募型プロポーザル実施要領

1. 趣旨

この実施要領は、日向市図書館複合施設整備基本構想策定支援業務（以下「本業務」という。）の契約の相手方となる事業者を、公募型プロポーザル方式（以下「本プロポーザル」という。）により選定するために必要な事項を定めるものである。

2. 業務概要

(1) 事項名

日向市図書館複合施設整備基本構想策定支援業務

(2) 履行場所

発注者の指定する場所

(3) 履行期間

契約締結の日から令和8年3月31日（火）まで

(4) 業務の目的・業務内容

別添「日向市図書館複合施設整備基本構想策定支援業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりとする。ただし、仕様書は、本業務の業務成果として求める最低限の内容を示すものであり、本プロポーザル受託候補者の技術提案内容に応じて仕様を変更することがある。

(5) 契約限度額

10,000千円（取引に係る消費税及び地方消費税相当額を含む。）

3. 提案者の参加資格要件

本プロポーザルに参加する者は、次に掲げる全ての要件を満たさなければならない。

なお、必要に応じて本市から確認資料の提出を求めることがある。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 手形交換所における取引停止処分、主要取引先から取引停止等の事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立ての事実がある者にあつては、当該手続開始決定後、本市の競争入札参加資格の再認定を受けている者であること。
- (4) 民事執行法（昭和54年法律第4号）に基づく仮差押等金銭債権に対する強制執行若しくは国税・地方税その他の公課について滞納処分による強制執行の措置を受け、支払いが不可能になった者でないこと、又は第三者の債権保全請求が常態となったと認められる者でないこと。

- (5) 本業務の公告日から契約締結日までのいずれの日においても、市が発注する建設工事等の契約に係る競争入札参加者の資格、指名基準等に関する要綱（昭和 57 年日向市告示第 34 号）第 10 条及び市が発注する物品等の契約に係る競争入札参加者の資格、指名基準等に関する要綱（平成 29 年日向市告示第 61 号）第 9 条の規定に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (6) 本業務の公告日から契約締結日までのいずれの日においても、県が発注する建設工事等の契約に係る入札参加者の資格等に関する要綱（平成 20 年宮崎県告示第 369 号）第 10 条及び物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱（昭和 46 年宮崎県告示第 93 号）第 8 条の規定に基づく入札参加の資格停止を受けていない者であること。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請がある者でないこと。
- (8) 令和 7 年度日向市建設業者等有資格者名簿（業務委託）または令和 7 年度日向市物品等納入資格者名簿に登録されていること。ただし、登録されていない者であっても、入札参加資格申請書を提出した上で、資格を有すると認められる者は参加できるものとする。
- (9) 本業務の公告日から過去 10 年以内において、図書館法（昭和 25 年法律第 118 号）第 2 条第 2 項の規定による公立図書館を含む複合機能を有する公共施設の整備に関する業務（基本構想又は基本計画の策定、あるいは基本設計又は実施設計に関する支援業務）の契約を元請けとして実施し、完了した実績を有すること。

4. 審査基準

別紙「日向市図書館複合施設整備基本構想策定支援業務プロポーザル審査基準表」により評価するものとする。

5. スケジュール

日時	内容
令和 7 年 5 月 14 日（水）	募集公告、市ホームページへの掲載、実施要領の配布開始 質問受付開始
5 月 19 日（月）	質問受付期限（午後 5 時）
5 月 21 日（水）	質問への回答
5 月 23 日（金）	参加表明書及び入札参加資格届出書の提出期限（午後 5 時）
5 月 30 日（金）	提案書提出依頼及び入札参加資格確認結果通知予定
6 月 30 日（月）	提案書の提出期限（午後 5 時）
7 月 8 日（火）（予定）	プロポーザル審査会（プレゼンテーション審査）
7 月 9 日（水）（予定）	審査に関する結果の通知
7 月 下旬	業務内容の最終打ち合わせ、契約締結

※本プロポーザルに関する事前説明会は行わない。

6. 質疑の受付・回答

本プロポーザルに関する質問及び回答は次のとおりとする。

(1) 提出期限

令和7年5月19日（月）午後5時まで

(2) 提出方法

電子メールで総合政策部総合政策課宛に送付すること。

※電話により「質問書」の到着確認を必ず行うこと。

(3) 提出様式

様式7「質問書」による。

(4) 回答方法

令和7年5月21日（水）午後5時までに市ホームページに随時公開することとし、個別の回答は行わない。

(5) 注意事項

①電子メールの表題を「日向市図書館複合施設整備基本構想策定支援業務に関する質問」とし、本文中に会社名、担当者名及び連絡先を明記すること。

②質問の内容を確認するため、本市から問い合わせる場合がある。

③質問に対する回答は、実施要領等の追加又は修正とみなす。

7. 参加表明手続

(1) 提出期限

令和7年5月23日（金）午後5時まで

(2) 提出方法

持参又は郵便（書留郵便に限る。）で総合政策部総合政策課宛に1部提出すること。

※併せて、電子データ（Word・Excel・PowerPoint・PDF形式のいずれか）を電子メディアまたは電子メールにて提出すること。押印は不要。

(3) 提出書類

①公募型プロポーザル参加表明書（様式1）

②参加資格要件確認表（様式2）

③会社概要書（様式3）

④業務実施体制調書（様式4）

⑤業務実績書（様式5）

⑥予定技術者調書（様式6）

(4) 参加表明書類の記載に関する留意事項

①様式規格は、A4規格・縦のみとし、A3規格の折り込みは不可とする。

②文字サイズは11pt以上とする。

③参加表明書類による用語は、日本語に限る。

④各種様式の記載は、次のとおりとする。

ア) 様式1：公募型プロポーザル参加表明書

・参加希望者の必要事項を記載し、押印すること。

イ) 様式3：会社概要書

・会社名、所在地等を記載すること。

・会社概要や実施業務分野等が記載されたパンフレット等の資料があれば提出すること。

・共同企業体で参加する場合は、共同企業体届出書兼委任状(様式第3-2)を提出すること。

ウ) 様式4：業務実施体制

・規格はA4用紙1枚以内とし、様式は任意とする。

・本業務遂行にあたり必要と思われる技術者の業務別配置計画等を記載すること。

エ) 様式5：業務実績

・本業務の公告日から過去10年以内において、図書館法(昭和25年法律第118号)第2条第2項の規定による公立図書館を含む複合機能を有する公共施設の整備に関する業務(基本構想又は基本計画の策定、あるいは基本設計又は実施設計に関する支援業務)の契約を元請けとして実施し、完了した実績を3件まで記載できる。

・記載した業務実績について、実績を証明できるものを提出すること。

オ) 様式6：予定技術者調書

・配置予定の管理技術者及び担当技術者について「同種又は類似業務実績」等について記載すること。

8. 入札参加資格申請書の提出

令和7年度日向市建設業者等有資格者名簿(業務委託)及び令和7年度日向市物品等納入資格者名簿への追加登録を同時申請する者は、別紙「業務委託指名願(R7年度追加用)」の様式を使用し、前記7.(3)に掲げる提出書類とあわせて日向市競争入札参加資格審査申請書一式を提出すること。

なお、追加登録の認定は、日向市建設業者等審査委員会及び物品等入札参加者審査委員会の審査を経て決定するものとし、審査結果は書面により通知する。

ただし、当該申請を行い、名簿に登録された者が本業務の提案等を辞退した場合は、該当申請及び名簿登録を無効とする。

(1)提出期限

令和7年5月23日(金)午後5時まで

(2)提出場所

総務部総務課

9. 参加資格審査・通知

「日向市図書館複合施設整備基本構想策定支援業務委託プロポーザル審査会（以下「審査会」という。）」において、提出された参加表明書等により参加資格を審査する。

参加資格を経て提案書提出を依頼するのは、書類選考のうち上位4社以内とし、参加資格を満たす者は、令和7年5月30日（金）までに「プロポーザル参加資格確認結果通知書」により参加資格審査結果を通知し、提案書等の提出を求めるものとする。

なお、選考されなかった者からの非選考理由及びこれに関する一切の事項についての質問、説明請求、意見等は受け付けられないものとする。

（1）参加資格の喪失について

資格審査通知後に、参加資格を満たした者が次のいずれかに該当する場合は、本プロポーザルに参加することができない。

- ①「3. 提案者の参加資格要件」の資格要件を満たさなくなったとき。
- ②参加表明書等に虚偽の記載をしたとき。

（2）令和7年度日向市建設業者等有資格者名簿（業務委託）及び令和7年度日向市物品等納入資格者名簿への追加登録を同時申請する者について

「8. 入札参加資格申請書の提出」の資格要件を留保した上で、参加資格の審査を行い、結果を通知するが、後日、資格要件を満たさないことが確定した場合は、遡って参加資格を喪失する。

10. 提案書提出

参加資格審査を経て提案書等提出依頼を受けた者は、以下の手続きで提案書等を提出すること。

（1）提出期限

令和7年6月30日（月）午後5時まで

（2）提出方法

持参又は郵便（書留郵便に限る。）で総合政策部総合政策課宛に1部提出すること。

※併せて、電子データ（Word・Excel・PowerPoint・PDF形式のいずれか）を電子メディアまたは電子メールにて提出すること。押印は不要。

（3）提出書類

- ①企画提案書（様式8）
- ②事業コンセプト（様式9-1）
- ③提案内容（様式9-2）
- ④業務工程（様式10）
- ⑤見積書（任意様式）

（4）提案書等の作成に関する留意事項

- ①様式9-1、様式9-2は、仕様書に記載されている各業務及び仕様書等に記載のない自

由提案について、A3規格横（折り込み）の各2ページ以内、文字サイズは11ポイント以上で作成し、図、絵、写真等を使用するなど、提案のアピールポイントが把握しやすい資料とすること。

(5)業務工程（様式10）の記載に関する留意事項

- ①提案書で示す内容を踏まえたスケジュールと本市との役割分担について、業務内容ごとに可能な限り詳しく記載すること。
- ②様式10は、所定の様式のA3規格横（折り込み）とし、1ページでまとめること。文字サイズは特に問わない。
- ③業務工程には、参加者を特定できる名称を表示してはならない。

(6)見積書

- ①見積書の金額については、全ての業務の見積金額及び内訳金額（税抜き）を記載すること。
- ②提出の様式は特に問わず、また枚数も自由とする。

(7)留意事項

- ①提案書等提出後の資料追加・訂正は認めない。
- ②提案書等の作成及び提出に要する費用は、提案者の負担とする。
- ③提案書等の著作権は提案者に属するが、必要な範囲で複写することがある。
- ④提出された提案書等は返却しないものとする。

11. プレゼンテーション審査の実施

提案書提出後、参加者からの提案に係るプレゼンテーション審査(以下「プレゼン等」という。)を実施する。プレゼン等の実施に当たっては、Web 会議サービスを使用するものとする。なお、プレゼン等に出席しない場合は、採点を行わない。

(1)開催日

令和7年7月8日（火）

※詳細な時間帯は別途通知する。

(2)実施方法

Web 会議方式（Zoom ミーティング）

※接続用 URL・ID、パスワードは別途通知する。

※使用機材は双方で準備すること。

(3)出席者

1社あたり2名以内

※原則、主任技術者は出席すること。

(4)説明時間

参加者の説明を20分以内とし、審査委員からの質疑を20分程度とする。

※説明準備は含めない。また、制限時間を超えた場合は途中終了とする。

(5) 説明内容

説明内容は提案書に記載した内容に限り、アピールポイントを中心に説明すること。なお、投影する説明用資料については自由とするが提案書と照合しながら説明すること。

プレゼン等は非公開とし、出席する者は参加者を特定できる表示をしてはならない。

(6) 説明順番

プレゼン等の順番は、提案書等の提出順とする。

12. 企画提案審査・通知

(1) 審査会において、提出された提案書等並びにプレゼン等の説明、質疑応答の内容を総合的に判断し、優先交渉権者1者、次点交渉権者1者を特定する。

(2) 企画提案における評価項目及び評価割合は、以下のとおりとする。

・会社実績、実施体制	15%
・見積額	5%
・事業コンセプトへの理解度	10%
・提案内容	65%
・全体スケジュール	5%

(3) 提案書等の特定に係る審査対象が1社のみの場合であっても、プレゼン等を実施する。

(4) 審査評価の合計点が満点の6割に満たない場合は、優先交渉権者もしくは次点交渉権者の選定を行わない。

(5) 最高点の者が2者になった場合は、見積書に記載の金額の低い方を優先交渉権者とし、見積書に記載の金額も同額の場合は、審査会の合議により順位を特定する。

(6) 提案書等の特定結果については、特定された者にはその旨を、特定されなかった者にはその旨及び理由を「結果通知書」により通知するほか、日向市ホームページにおいて、優先交渉権者及び次点交渉権者を公表する。

(7) 審査結果に関して疑義がある場合は、通知を受けた日の翌日から起算して7日以内に、書面により市長に対しその理由の説明を求めることができる。

13. 無効となる参加表明書又は提案書等

参加表明書又は提案書等が、以下に該当する場合は無効とする。

(1) 提出期限、提出方法に適合しないもの

(2) 指定する作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの

(3) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの

(4) 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの

(5) 虚偽の内容が記載されているもの

14. 失格となる提案者

提案者が、以下に該当する場合は失格とする。

- (1)本要領に定める手続き以外の手法により、審査委員又は関係者に本プロポーザルに対する援助を直接又は間接に求めた場合
- (2)プレゼン等時に追加資料等を提出した場合
- (3)その他審査会が不適格と認めた場合

15. 契約手続

審査の結果、最も優れた提案書等の提案者と契約の交渉（提案書等の修正協議を含む。）を行う。なお、辞退その他の理由で契約ができない場合は、次点交渉権者と契約の交渉を行う。

16. その他

- (1)実施要領に定める条件等に同意の上、参加すること。
- (2)本プロポーザルに係る経費は、参加者の負担とする。
- (3)参加表明書提出以降に辞退する場合は「辞退届（様式 11）」を提出すること。
- (4)本プロポーザルにおいて提出された提出書類等は、日向市情報公開条例（平成 12 年日向市条例第 46 号）の規定に基づき、第三者に開示することができる。ただし、事業を営む上で、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合がある。
- (5)実施要領に定めのない事項については、日向市プロポーザル方式実施要綱（平成 21 年日向市告示第 128 号）の定めるところによるものとする。

17. 担当部署

〒883-8555 宮崎県日向市本町 10 番 5 号

日向市総合政策部総合政策課（担当：押川、野村）

TEL：0982-52-2111（内線 2212） メール：sougou@hyugacity.jp